

静岡県警察独身寮管理要綱の制定について

(昭和42年4月1日甲通達厚第17号)

このたび、別添のとおり、静岡県警察独身寮管理要綱を制定したから、この趣旨を寮員に周知徹底させるとともに、特に下記事項に留意のうえ管理及び運営に遺憾なきを期せられたい。

記

1 制度の趣旨

独身寮の管理及び運営は、青年警察官対策の一環として、きわめて重要である。各所属においては、それぞれ管理要綱あるいは寮規則を定め、これに基づき円滑な管理及び運営に努力しているところであるが、更に県下全独身寮の管理及び運営が、統一的に適正かつ効果的に行われるよう、基本的な条項を静岡県警察独身寮管理要綱(以下「要綱」という。)として制定したものである。

2 要旨及び留意事項

第2条関係

寮の性格を認識し、管理及び運営の基本方針を明確化した。

第3条関係

寮の管理及び運営が、適正かつ円滑に行われるよう、管理者の任務を明確化した。

第4条、第5条関係

管理担当者、生活指導担当者等を定め、寮の管理体制及び運営体制の充実を図り、特に、生活指導担当者は努めて寮員との話合いの場をもち、問題点の発見と解消に努めることとした。また、寮の巡回が形式にながれることなく、常に良好な環境を醸成するよう具体的指導を行うこととした。

第6条関係

役員は、自治を本旨とし、寮員の互選によることとしたが、規律ある寮生活を確立するうえに、その人を得ることが、極めて重要なことであるので、管理者は、役員の選出についても適切な側面的指導をされたい。

第7条関係

役員の任務を明確にし、寮長の統轄の下に寮員が一致団結して寮の適正な運営に努めるとともに、経理の厳正を期するため、会計係に管理者への定期的収支状況報告を義務づけた。なお、厚生係には、寮の環境整備、レクリエーション等の自主的活動の企画運営に当たらせることとした。

第12条関係

寮の寮利用者負担金以外の維持費その他諸経費決定に当たっては、寮の実情に即し、寮員の負担過重にならないよう慎重な配慮が必要である。

第14条関係

健康、明朗な寮生活をめざす自治活動の積極的な推進を図るため、自治に必要とされる基本的事項を具備した「 警察署(隊)独身寮自治規約(案)(以下「自治規約(案)」という。)」を示したが、寮の実態及びその背景等種々の面でその実情が異なることもあるので、自治規約等の作成に当たっては、自治規約(案)に示し

たもののほか円滑な管理及び運営を図るために必要な事項を定めるものとする」とした。

第17条関係

管理者は、要綱違反の寮員に対し、退寮その他必要な処置を命ずることができることとし、厳正な規律保持を図った。

3 その他

第14条に規定する自治規約等を定めたときは、1部を厚生課あて送付されたい。

別添

静岡県警察独身寮管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県警察独身寮(以下「寮」という。)の円滑な運営及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 寮は、入寮者(以下「寮員」という。)の私生活の本拠であるとともに人間形成の場であり、かつ、待機寮としての性格を有することにかんがみ、運営及び管理に当たっては、共同生活の秩序を維持し、誠実と協調の精神を養い、常に健康で明朗な寮生活を営むよう努めるものとする。

(管理者)

第3条 寮の管理者は、所在地を管轄する警察署長とする。ただし、機動隊その他の県本部の執行隊が使用している寮の管理者は、当該使用所属の長とする。

2 管理者は、常に入寮者の充足に努めるとともに、寮が寮員の共同生活の場として十分に活用されるよう、次の任務を行うものとする。

- (1) 寮の維持管理に関すること。
- (2) 入退寮者の選定に関すること。
- (3) 寮員の教養及び生活指導に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(管理担当者)

第4条 寮の管理事務を補佐させるため、管理担当者をおくものとする。

2 管理担当者は、次席等とする。

3 管理担当者は、寮の適正な運営及び管理に努めるとともに、積極的に寮員との接触を保ち、生活指導を推進しなければならない。

(生活指導担当者等)

第5条 寮の適正な管理運営と寮員の生活指導を効果的に行うため、生活指導担当者をおくものとする。

2 生活指導担当者には、必要により補助者を置くことができる。

3 生活指導担当者は、署にあっては警務課長、隊にあっては庶務(総務)係長をあてるものとし、補助者は、当該所属の幹部の中から適任者を指定するものとする。

4 生活指導担当者又は補助者(以下「生活指導担当者等」という。)は、寮を機会あるごとに巡回し、生活指導上必要と認める事項について具体的指導を行うものとする。

5 生活指導担当者等は、寮の管理運営並びに寮員の規律保持及び生活指導について、特

別な措置を要すると認められる事項を認知したときは、速やかに管理者に報告するものとする。

6 生活指導担当者等が、寮の巡回を行つたときは、その状況を管理者に報告するものとする。

(役員の常置)

第6条 寮生活を自主的に推進させるため、寮に寮長、副寮長、会計係及び厚生係(以下「役員」という。)を置く。

2 役員は、寮員の互選により選出するものとする。

3 役員を選出したときは、管理者に報告するものとする。

4 寮長以外の役員にあつては、寮の規模に応じて複数を置くことができる。

5 役員の任期は、それぞれ1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(役員の任務)

第7条 寮長は、寮員を統轄し、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

(1) 寮施設の維持、管理及び備品、什器等の整備、保管に関する事。

(2) 寮員の生活環境の改善に関する事。

(3) 寮内外の清潔保持に関する事。

(4) 火災、盗難の予防に関する事。

(5) 寮員名簿(様式第4号)の整備に関する事。

(6) 会議の開催に関する事。

(7) 会計経理の統轄に関する事。

(8) その他寮の運営、維持に関する事。

2 副寮長は、寮長を補佐し、寮長に事故があるときはその職務を代行する。

3 会計係は、寮費等の会計経理事務を行い、収支については常にこれを明らかにし、毎月初めに前月分の収支状況を寮員に報告するとともに、四半期ごとに寮長を経て管理者に報告するものとする。

4 厚生係は、寮の管理運営に関する次の事項について実施計画を樹立し、寮員をもってこれを実施するものとする。

(1) 寮内外の清掃に関する事。

(2) 文化、体育活動等、寮の自主的活動に関する事。

(3) その他寮の福利厚生に関する事。

(寮母等)

第8条 独身寮に寮母又は調理士(以下「寮母等」という。)を置くことができる。

2 寮母等の任免及び業務に関する事項については、別に定めるところによる。

(入寮資格者)

第9条 入寮資格者は、警察本部(通信部を含む。)及び警察署に勤務する独身の職員とする。ただし、管理者が入寮を認めた場合は、この限りでない。

(入寮申請)

第10条 入寮希望者は、入寮申請書(様式第1号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(入寮)

第11条 入寮の承認を受けた者は、5日以内に入寮しなければならない。ただし、やむを得ない理由により管理者の承認を受けたときは、入寮を延期することができる。

2 入寮したときは、直ちに入寮届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。
（諸経費）

第12条 寮員は、食費、寮利用者負担金その他必要な諸経費を負担しなければならない。
（要綱等の遵守）

第13条 寮員は、この要綱によるほか別記1「静岡県警察独身寮入居者心得」を遵守しなければならない。
（自治活動の推進）

第14条 管理者及び寮員は、第2条に定める基本方針に沿い、次の事項を具備した別記2「自治規約（案）」を参考に自治規約等を定め、自治活動の推進に努めるものとする。

- (1) 制定の目的
- (2) 役員とその任務
- (3) 入寮資格者
- (4) 諸経費の負担
- (5) 会議の開催
- (6) 要綱等の遵守事項
 - ア 寮内外の清掃の実施
 - イ 食事、入浴、帰寮時間
 - ウ 面会

（退寮）

第15条 寮員は、退寮しようとするときは、退寮届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

（寮員の欠格条件）

第16条 寮員が次の事項に該当するに至ったときは、居住の資格を失うものとする。

- (1) 職員でなくなったとき
- (2) 退寮を命ぜられたとき

2 前項の規定により居住の資格を失った者は、その資格を失った日から5日以内に退寮しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、管理者の承認を受けたときは、この期間を延長することができる。

（要綱違反）

第17条 この要綱に基づく指示命令等に違反する行為があったときは、寮長は、管理者にその内容を報告しなければならない。

2 管理者は、違反する行為をした者に対し、退寮、損害賠償その他必要な処置を命ずることができる。

（備付簿冊）

第18条 管理者は、寮に次の各号に掲げる簿冊を備えなければならない。ただし、第2号に規定する外出、外泊簿にあっては、寮の実情に応じ伝言板等に代えることができるものとする。

- (1) 寮員名簿（様式第4号）

(2) 外出、外泊簿（様式第5号）

(3) 金銭出納帳（様式第6号）

(4) 備品台帳（様式第7号）

（細則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、寮の運営及び管理に関し必要な事項は、管理者が定める。